

新しい博物館法と公開天文台

文化審議会博物館部会部会長代理
桜美林大学教授 浜田弘明

はじめに

○博物館法改正への検討会議

- 2018年 6月 文部科学省設置法改正：博物館行政が文部科学省から文化庁に移管
- 2019年 3月 「博物館に関する意見交換会」実施
- 2019年 7月 「博物館振興に関する検討委員会」設置
- 2019年 10月 「博物館政策に関する意見交換会」実施
- 2019年 11月 文化審議会に「博物館部会」設置
 - 博物館登録制度及び博物館学芸員制度について検討
- 2021年 2月 博物館部会に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」設置

○博物館法改正への経過

- 2021年 7月 30日 博物館部会「博物館法制度の今後の在り方について(審議経過報告)」
 - 学芸員制度の今後の在り方については、中長期的な課題とする
- 2021年 8月 16日 文部科学大臣諮問「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」→ 博物館登録制度の在り方を中心に
- 2021年 12月 20日 文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」
- 2022年 2月 22日 「博物館法の一部を改正する法律」閣議決定
- 2022年 3月 24日 同法衆議院本会議可決
- 2022年 4月 8日 同法参議院本会議可決
- 2022年 4月 15日 同法公布 → 2023年 4月 1日 同法施行

以下報告には、2021年12月の日本エコミュージアム研究会大会、2022年1月の日本博物館協会緊急フォーラム、2月の全日本博物館学会研究会、6月の日本ミュージアムマネージメント学会大会及び全国大学博物館学講座協議会全国大会で報告したものを含む。

1 博物館法改正への動向

(1) 博物館法改正への経過

- 1951(S26)年 12月 博物館法公布（保護・助成に値する博物館の選別）
 - 昨年で70年
- 1955(S30)年 7月 博物館法改正（博物館相当施設の規定を追加）
 - 以後67年間、博物館法単独の改正は行われていない

- 2007(H19)年 6月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議
「新しい時代の博物館制度の在り方について」(報告書)
→ 博物館登録制度の見直し(実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃等)
- 2008(H20)年 6月 社会教育法等の改正
(教育基本法の改正を踏まえた整備にとどまる)
→ 参議院文教科学委員会 附帯決議(博物館登録制度の見直し等)
- 2009(H21)年 2月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議
「学芸員養成の充実方策について」(第2次報告書)
→ 養成科目の改善(博物館各論追加・博物館実習のガイドライン作成、
上級資格制度の検討等)… 同年4月 改正施行規則公布
- 2012(H24)年 4月 改正施行規則施行 → 学芸員養成科目等の見直し

(2) 今次法改正への直接的背景

- 2017(H29)年 6月 文化芸術基本法成立(2001年 文化芸術振興基本法)
観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他関連分野における施策を取込む。
- 2018(H30)年 6月 文化財保護法改定
地域における文化財の計画的な保存・活用の促進
- 2017(H29)年 12月 「文化経済戦略」策定(文化庁)
- 2020(R2)年 5月 文化観光推進法公布(観光庁)
文化について理解を深めることを目的とする観光を推進
→ 衆・参文教科学委員会 附帯決議
(博物館等への財政的支援、基本的機能の維持向上)
- その他、デジタル技術等を活用した鑑賞・体験モデルの構築

2 答申「博物館法制度の今後の在り方」の視点

(1) 法制度の現状と課題

- ・博物館法が整備されたことにより、紐づけされた税制優遇・補助金制度などが後押しとなって、日本の博物館数は飛躍的に増加(200館余り→5,700館余りへ)した。
- ・博物館法では、私立館の存在から、遊園地化や営利化を防ぐために登録制度が導入され、実質的には「登録博物館法」として機能してきた。
- ・博物館は、教育基本法の理念に基づき、社会教育の強力な担い手として機能してきた。
- ・資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究を行う機関としての位置付けは不変である。
- ・登録制度の形骸化(登録率は16%(914館))、国立博物館等の登録除外(相当施設指定は6%(372館))により、78%の館は博物館法の適用を受けていない。
- ・地方独立行政法人立(2013年)、会社立など、設置形態が一層多様化している。

- ・今日の地域博物館は、展示観覧施設から地域住民（市民）自らが学ぶ拠点、地域文化の発信拠点へと機能が変化し、市民に支えられる形で活動が成り立っている。
- ・地域課題解決の場、地域文化活動のハブとして機能し、地域や社会の文化的拠点として、博物館は役割が変化していることを視野に入れる必要がある。

(2) これからの時代にふさわしい博物館の在り方

- ・資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究
→ 現在でも、ICOM など国際的に共有されている
- ・文化施設としての役割の明確化、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化財をまちづくりに活かすなど、地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関としての役割（文化財保護法）
- ・博物館の文化観光拠点施設としての役割（文化観光推進法）
- ・今後必要とされる役割・機能（5つの方向性）
 - ①「守り、受け継ぐ」 資料の収集・保管・蓄積と文化の継承 → 調査・研究を含めた視点
 - ②「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有
 - ③「育む」 多世代への学びの提供
 - ④「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題（まちづくり・観光・福祉等）への対応
 - ⑤「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

3 変わる博物館法とその課題 —登録制度を中心に—

(1) 目的・定義等の見直し

- ・博物館は引き続き社会教育機関として存続する。
一方で博物館の多様化を考慮し、目的に「文化芸術基本法」を追記（第2条）。
博物館の事業（第3条）に、電磁的記録の作成・公開（1項3号）、文化の振興・文化観覧光等の推進（1項12号）が明示された。
- ・文学館・科学館・動物園・水族館・植物園等も博物館であることの明確化について。
→ 「育成」に根拠を置く動物園・水族館・植物園、「自然科学」が拠り所となる科学館・プラネタリウム・公開天文台、また文学館は「歴史」なのか「芸術」なのかななどの意見もある。
… ICOM 定義の「有形、無形の人類の遺産とその環境」などの表記も検討したが、確定的表現を見出すことができなかった。

(2) 学芸員補資格と職員研修の見直し

- ・70年前と比較して、大学進学率が飛躍的に向上していることから、「学芸員補」資格（高卒従事規定）の見直し。 → 短大学芸員課程資格に（第6条）

- ・学芸員に加え、館長・その他の職員への研修制度の充実を図る（第7条）。

- マネージメント教育の必要性

(3) 登録制度の見直し

- ・実態としての「登録博物館」法という枠組みを変え、純粋な「博物館法」にすることを検討したが、実現できなかった。

- 第2条では、法律上の博物館は「登録を受けたもの」とされている。

- 文化財保護法の「文化財」ような一般的定義付けへの変更意見もあったが、登録制度を残す限り、その枠組を変更する方法を見出すことが困難であった。

- ・教員委員会を登録所管とするものの存続（第12条）
- ・審査時、学識経験者の意見聴取を義務化（第13条3項）
- ・登録館のインターネット等での公表義務（第14条2項）

- 登録要件 … 博物館資料、学芸員等職員、建物・土地、150日以上の開館

- 活動体制、学芸員等職員、施設・設備、150日以上の開館

- （第13条1項）

- 定期報告（第16・17条） … 勧告・命令（第18条）

- 従来は登録後の報告規定はなく、放置状態。

- ・公立博物館の条例設置条項（現行法第18条）の廃止
 - … 地方独立行政法人立博物館を含めた結果
 - 直営館の条例設置は継続（第24・25条）
- ・公立博物館入館無料の原則は維持（第26条）

(4) 設置主体の見直し

- ・国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等の登録対象化について。

- 国立博物館（国立大学博物館を含む）については、独立行政法人各法が存在するため、博物館法への統合は法制上の困難性により実現できなかった。

- 国民的目線から見ると、国立博物館が登録博物館とできないことは納得し難い。

- … 第5章「雑則」は廃止し、「博物館に相当する施設」へ。

- 国立博物館は、博物館に相当する施設として指定 → 「指定施設」（第31条）

- ナショナルセンターとしての位置付け。

- ・地方独立行政法人の博物館は、公立博物館とする（第2条2項）。
- ・私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）限定の見直し（第2条3項）。 … 私立大学（学校法人）の博物館は、私立博物館となる。
 - 私立博物館については、営利企業立の参入が懸念されるが、審査により公益性を担保する。

(5) 登録促進・振興策の課題

- ・登録促進のためのインセンティブの強化と、審査機関による助言の促進
 - 登録のメリットが感じられないため、登録しない館が多い。最大のメリットは財政支援。法改正というよりも政策・施策の問題。
 - … 税制優遇、特別交付税の申請、美術品保障制度、登録美術品制度、特定美術品制度、希少野生動物種の個体譲渡し規制の緩和、著作権の複製権、(科研費)
 - 登録手続きの事務的負担がネックに。教員委員会を窓口、審査する専門機関(専門家)の指導・助言をメリット化する。審査時は、博物館活動も考慮。定期的報告により、水準の維持・向上を図る。
- ・博物館の底上げと盛り立て、博物館のネットワーク形成と連携(小規模館の支援)
 - 2人、3人で運営されている大多数の博物館の実情を考えた時、底上げのために行政の理解と支援をどう得るか … 行政職員への博物館に関する研修の強化
大規模館による小規模館との連携強化 … ネットワーク形成(資料・職員の交流)

4 残る学芸員制度についての課題

(1) 博物館専門職の多様性と職名

- ・学芸員以外に多様に存在する「博物館専門職」
 - 学芸員(有資格者)、研究員(修士・博士)、指導主事(教員職)、主事(行政職)
- ・「学芸員」の名称と専門性付与 … 今後の検討課題
 - 1952(S27)年 施行規則(55年廃止) 分野:人文科学学芸員、自然科学学芸員
 - 2007(H19)年 協力者会議報告 職位:学芸員、上級学芸員は分野併記を提言
 - 2020(R2)年 日本学術会議史学委員会 学部卒「二種学芸員」、修士等「一種学芸員」

(2) 免許制ではない学芸員資格制度の課題

- ・教員免許のない教員はいない、医師免許のない医師はいない
 - しかし、学芸員資格を持たない学芸職は存在する。
- ・学校長は教員、病院長は医師が基本
 - しかし、博物館長は行政職の1ポストであることが多数。

(3) 学芸員制度は継続的に検討を

- ・人員の確保、専門的職員としての任用・位置づけ(雇用の安定)の明確化
 - … 指定管理者制度、会計年度任用制度を背景
- ・学芸員に求められる専門的な能力の再定義 … 分業制
- ・学芸員の高度な専門性を奨励(「認定学芸員」など)し、その処遇を改善
 - … 「認定司書」等を参考
- ・新資格「博物館士(仮称)」の検討 … 「社会教育士」を参考、市民学芸員資格?

以上